

《 事務所ニュース 2018年2月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101

TEL / FAX 04-7103-8252

URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

特定期間該当届・特例追納は 平成30年3月31日まで

以前事務所ニュースで取り上げましたが、この制度の特例納付の期限がせまっておりますので、再度ご案内をさせていただきます。ご対象者は速やかに手続きをお願い致します。

<国民年金の切替(第3号から第1号へ)が 2年以上遅れたことがある方へ>

●「特定期間該当届」の手続きをすることにより年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は最大10年分の保険料を納付することができます(「特例追納」といいます)。

●この「特例追納」をすることにより、年金額が増やせます。

(特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。)

※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

★主に次のケースの方が対象となります

ケース1

会社員の夫が

- ・退職した
- ・自営業を始めた
- ・65歳になった
- ・亡くなった

ケース2

- ・妻自身の年収が増えて夫の健康保険の被扶費者から外れた
- ・会社員の夫と離婚した

★切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年

以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。

お手続きのメリット

メリット1

年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。⇒特定期間化

「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の届出日以後、この「未納期間」について年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入することができます。老齢基礎年金または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映されません)

メリット2

保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。⇒特例追納

特定期間化された期間については、「国民年金特定保険料納付申込書」をご提出いただくことで、最大10年分の保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます。

(ただし、特例追納ができる期間は平成30年4月1日から平成30年3月31日までです)

※すでに年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

★お問い合わせ先

年金加入者ダイヤル 0570-003-004

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行